

データセンター建設に係る法整備等に関する意見書（案）

近年、デジタル化の進展に伴い、データセンターの建設が急増している。しかし、これらの施設は膨大なエネルギーを消費し、多量の温室効果ガスを排出することから、脱炭素社会の実現に向けた取組との整合性が大きな課題となっている。

現在、データセンターの建設に関しては、立地基準や環境規制に関する統一的な法的枠組みが十分に整備されていない。そのため、住宅密集地に隣接して巨大な施設が計画される事例も見受けられ、住民の生活環境の悪化に対し、深刻な懸念が生じている。

諸外国においては、こうしたリスクに対する法整備が進められている。例えば、ギリシャでは、環境への影響を考慮し、一定規模以上の施設稼働に対して事前通知を義務付けている。また、米国ジョージア州では、建設を規制又は禁止する条例を制定する自治体が現れるなど、環境保護と住民の生活を優先する動きが見られる。

特に、データセンターの稼働に伴う膨大なエネルギーの消費と温室効果ガスの排出、さらに、多量の廃熱によるヒートアイランド現象の加速は、地域の環境負荷を著しく高める要因となる。これらは既存の法制度では抑制する手段が欠如しており、早急な対応が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、データセンターの建設に関し、環境保全と住民の平穏な生活を確保する観点から、次の事項を速やかに実現するよう強く要請する。

- 1 周辺地域の生活環境を保持するため、適切な立地基準や手続を定めた法的枠組みを整備すること。
- 2 脱炭素社会の実現に向け、データセンターの特性に応じたエネルギー消費の効率化、温室効果ガスの排出抑制及び廃熱による周辺環境への影響を規制するための法的措置を講ずること。
- 3 周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響を適正に予測・評価できるよう、環境影響評価制度の対象拡大を含めた抜本的な制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
環境大臣

} 宛て